

2023年6月23日

関係各位

野村證券株式会社

## NISA制度対象商品を拡充

～低コストインデックスファンド「はじめてのNISA」シリーズの取扱いを開始～

野村證券株式会社(代表取締役社長:奥田健太郎、以下「当社」)は、野村アセットマネジメント株式会社(CEO兼代表取締役社長:小池広靖、以下「NAM」)が7月10日から提供を始める低コストインデックスファンド「はじめてのNISA」シリーズ(愛称: Funds-i Basic、以下「当シリーズ」)<sup>※1</sup>の取扱いを開始します。

当シリーズは、5本の投資信託すべてがつみたくてNISAの対象となる予定で、資産形成の基本である長期間での積立・分散投資を低コストで実現できるのが特徴です。

2024年1月から始まる新しい少額投資非課税制度(新NISA)では、制度の恒久化に加えて年間の投資枠が最大360万円へと拡大され、非課税保有期間が無期限化されるなど、幅広い年代の方々に広く活用されることが期待されています。当社は、貯蓄から投資への流れが進む今、NISA制度の下で投資家にわかりやすく選びやすい商品の提供を通じて資産形成を後押ししていきます。

当社は今後も、お客様本位のビジネスを一層推進しながら、お客様の多様なニーズに応える商品やサービスを提供し、お客様に信頼され、選ばれる金融機関となるための取組みを推進していきます。



<当社 NISA キャンペーン広告><sup>※2</sup>

<sup>※1</sup> 詳細は、2023年6月23日付NAMニュースリリース「[低コストインデックスファンド「はじめてのNISA」シリーズ\(愛称: Funds-i Basic\)を新規設定](#)」をご参照ください。

<sup>※2</sup> 制度の開始に先立ち、新NISAを訴求する新聞広告を実施しました。本広告には、SNSで多くのフォロワーを有し、世界を舞台に活躍するアジア発のバーチャルヒューマンimma(イマ)さんを起用しています。immaさんが持

つ近未来的で洗練された世界観を通して、広告に触れた方がご自身の未来を思い描き、その実現に向けて歩み出すきっかけとして資産形成に関心を持っていただきたいという想いを込めています。

以上

※以下に記載のご留意事項は、現行 NISA に係わるものです。

【一般 NISA・つみたて NISA のご利用にあたり、共通してご留意いただきたい事項】

- (1) 日本にお住まいの 18 歳以上の方(一般 NISA・つみたて NISA をご利用になる年の 1 月 1 日現在で 18 歳以上の方)が対象です。
- (2) 同一年において、一般 NISA とつみたて NISA のいずれか一つを選択する必要があります。
- (3) すべての金融機関を通じて、同一年内におひとり様 1 口座に限り利用することができます。
- (4) 特定預り、一般預りで保有している上場株式等を NISA 預り(一般 NISA・つみたて NISA における非課税預り)に移管することはできません。
- (5) NISA 預りとして保有している上場株式等を NISA 預りのまま、他社に移管することはできません。
- (6) NISA 預りを売却した場合の非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。
- (7) NISA 預りに係る配当金等や売却損益等と、特定預り、一般預りとの損益通算はできません。また、NISA 預りの売却損は税務上ないものとみなされ、繰越控除はできません。
- (8) NISA 預りから払い出された上場株式等の取得価額は、払出日の時価となります。
- (9) NISA 預りとして保有している公募株式投資信託の分配金は非課税となります。ただし、当該分配金を再投資する際、当社では NISA 預り以外のお預り(特定預りや一般預り)でのご購入となります。
- (10) 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は、NISA 預りでの保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、NISA 預りにおける非課税のメリットは享受できません。
- (11) お客様のご住所・お名前・お取引店が変更となる場合または国外に出国する場合等は、所定の書類をご提出いただく必要があります。

【つみたて NISA のご利用にあたり、特にご留意いただきたい事項】

- (1) つみたて NISA の非課税投資枠は年間 40 万円になります。
- (2) 当社がつみたて NISA で取扱う金融商品は、当社で選定した、法令等の要件を満たす公募株式投資信託等になります。
- (3) つみたて NISA のご利用には、つみたて NISA に係る積立契約(累積投資契約)を締結いただく必要があります。この契約に基づき、定期かつ継続的な方法で買付けが行われます。
- (4) つみたて NISA では一般 NISA と異なり、ロールオーバー(非課税期間満了時に翌年の非課税枠を利用し非課税対象として繰り越すこと)ができません。
- (5) つみたて NISA で買付けた投資信託について、原則として年 1 回、信託報酬等の概算値を通知いたします。
- (6) 法令により、当社は、つみたて NISA の勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日における、お客様のお名前・ご住所について確認させていただきます。確認ができない場合は、新たに買付けた金融商品をつみたて NISA へ受入れることができなくなります。

※2024 年から NISA は、口座開設期間・非課税保有期間の恒久化、年間投資枠・非課税保有限度額の大幅な拡大など、制度が抜本的に改正されることとなりました。

これに伴い、現行の「一般 NISA」および「つみたて NISA」(以下、「現行の NISA」といいます。)での投資は 2024 年以降できなくなります。なお、現行の NISA で投資されたものは、2024 年以降の NISA の非課税保有限度額(総枠)とは別枠で、当初の非課税保有期間終了まで非課税のまま保有することができます。ただし、当該非課税保有期間終了時に 2024 年以降の NISA に移管することはできません。

**【つみたて NISA を利用した投資信託のお取引について】**

購入時手数料はございません。なお、換金時には基準価額に対して最大 2.0%の信託財産留保額を、投資信託の保有期間中には信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大 1.65%(税込み・年率))等の諸経費をご負担いただく場合があります。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の価格や為替の変動等により基準価額が変動することから、損失が生じるおそれがあります。個別の投資信託ごとに費用やリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

※本資料は、2023 年 6 月時点の情報に基づき作成しております。今後、法令の改正等により、内容が変更される場合があります。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 142 号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、

一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会